

《 デイサービスセンター みずほ 基本情報 》

令和6年 4月 改定

- 営業日 月・火・水・金・土で営業 (祝祭日も営業)
(※毎週木・日曜日定休・年始1日・2日休業)
- 営業時間 8時30分 ~ 17時30分
- 提供時間 ①通所介護 9時20分 ~ 16時30分
②予防通所介護相当サービス 10時 ~ 16時
- 利用定員 1日 40名

『 料 金 表 』

【要介護度が「要介護1～要介護5」の場合】 ※自己負担分：3割
(※所要時間が7時間以上8時間未満)

《基本料金 (日額) 》

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2,002円	2,364円	2,738円	3,112円	3,492円

《加算料金 (日額) 》

入浴 I	個別機能訓練 (I)	機能訓練加算 (II)	口腔機能向上	サービス提供体制強化加算 (II)	科学的介護推進体制加算	同一建物減算
122円	171円	61円	487円	55円	122円	-286円

・送迎を実施しなかった場合： -143円 (片道につき)

【要支援度が「要支援1～要支援2・事業対象者」の場合】 ※自己負担分：3割

《基本料金 (月額) ※2》 (入浴料金も基本料金に含まれます)

要支援1・事業対象(週1回)	要支援2・事業対象(週2回)
5,470円	11,015円
長崎市以外の市町村からの利用	
5,394円	10,863円

《加算料金 (月額) 》

サービス提供体制強化加算 (II)		口腔機能向上	科学的介護推進体制	同一建物減算	
要支援1	要支援2			要支援1	要支援2
219円	438円	457円	122円		
長崎市以外の市町村からの利用					
216円	432円	450円	120円	-1,144円	-2,288円

・送迎を実施しなかった場合： -143円 (片道につき) 長崎市以外の市町村：-141円

【共通項目】

食費(1食)	介護職員処遇改善加算(1月事)	介護職員等特定処遇改善加算(1月事)	介護職員等ベースアップ等支援加算
570円	食費を除く利用料の5.9%相応	食費を除く利用料の1.2%相応	食費を除く利用料の1.1%相応

※食費内訳：昼食代460円・おやつ代110円

【ご説明】

- ・基本料金は、要介護に応じた金額です。
- ・送迎料金は、基本料金に含まれます。加算については、希望選択制です。
- ・被爆者健康手帳を取得の方、又は生活保護を受給されている方は、食事料金のみのご負担となります。
- ・利用料金は、法律の改正により変更する事がございますのでご了承下さい。
- ・介護職員処遇交付金加算の加算率は制度により定められています。